

放課後児童支援員に必要な資格及び資格証等の証明書類

※資格は「放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項に定める事項

※資格証及び学校機関卒業証明書類について、婚姻等により現在の姓と異なる場合は、戸籍抄本の写しを添付してください。(運転免許証等不可)

	資 格	提出する資格証等の証明書類	備 考
第一号	保育士	・資格証の写し	
第二号	社会福祉士	・資格証の写し	
第三号	高等学校を卒業し、2年以上かつ総勤務時間2,000時間以上 <u>児童福祉事業</u> (放課後児童クラブ等)に従事した者	・高校等の卒業証書の写しまたは学校が発行した卒業証明書 ・2年以上従事したことが分かる勤務証明書	児童福祉事業: <u>放課後児童クラブ</u> 、親子ふれあいルーム、乳児院・児童養護施設、母子寮、保育所、児童館、放課後等デイサービス等
第四号	教諭(幼稚園、小・中・高校)	・資格証の写し	
第五号	大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を修めて卒業した者	卒業証書の写しまたは学校が発行した卒業証明書	
第六号	大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学において優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められた者	成績証明書(大学)の写し	
第七号	大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を修めて卒業した者	卒業証書の写しまたは学校が発行した卒業証明書	
第八号	外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を修めて卒業した者	卒業証書の写しまたは学校が発行した卒業証明書	
第九号	高等学校を卒業し、2年以上かつ総勤務時間2,000時間以上放課後児童健全育成事業類似事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者	・高校の卒業証書の写しまたは学校が発行した卒業証明書 ・2年以上従事したことが分かる勤務証明書	放課後児童健全育成事業類似事業:放課後子供教室、プレイパーク、民間学童クラブ
第十号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事し、市町村が認めた者	・5年以上従事したことが分かる勤務証明書	放課後児童健全育成事業:放課後児童クラブ

※勤務証明書については、所定の様式の勤務証明書様式を利用して下さい。(現在勤務している施設からの証明書と以前勤務していた施設からもらう証明書の2種類がありますので、必要に応じて使い分けて下さい。)

※勤務証明書記入の際、第三号に該当する場合は、「児童福祉事業(学童クラブ等)」にチェックを入れて下さい。